

健康な土づくりを基本に、環境にやさしい農業に取り組もう！！

青森県特別栽培農産物 認証制度



使用回数50%以下



窒素成分50%以下

農薬と化学肥料
を両方削減！！



- ◆ 青森県では、農薬や化学肥料を使わないか、その両方を通常の5割以下に減らして生産した農産物を「特別栽培農産物」として認証しています。
- ◆ 書類審査と現地調査を受け、基準を満たして認証された農産物は特別栽培農産物のマークを付けて販売することができます。

計画の提出

- 3月から7月に栽培を開始する「米」「りんご」等農産物は **1月10日まで**
 - 8月から11月に栽培を開始する「にんにく」「小麦」等農産物は **6月10日まで**
 - 12月から翌年2月に栽培を開始する「ハウストマト」等農産物は **10月10日まで**
- < 最寄りの地域県民局地域農林水産部へ >

認証の流れ



お問い合わせ

農産園芸課 環境農業グループ

〒030-8570 青森市長島1-1-1 TEL: 017-734-9353 FAX: 017-734-8141

各地域県民局地域農林水産部(農業普及振興室)

東青: 〒030-0861 青森市長島2-10-3	TEL: 017-734-9961	FAX: 017-734-8305
中南: 〒036-8345 弘前市大字蔵主町4	TEL: 0172-32-1131(代)	FAX: 0172-32-8544
三八: 〒039-1101 八戸市大字尻内町字鴨田7	TEL: 0178-23-3794	FAX: 0178-27-3323
西北: 〒037-0046 五所川原市栄町10	TEL: 0173-35-2345	FAX: 0173-33-1345
上北: 〒034-0093 十和田市西十二番町20番12号	TEL: 0176-22-8111(代)	FAX: 0176-22-9161
下北: 〒035-0073 むつ市中央一丁目1-8	TEL: 0175-22-8581(代)	FAX: 0175-23-5887